

令和2年

泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

令和2年7月3日 開会

令和2年7月3日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

令和2年 泉州南消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

○第1日（令和2年7月3日）（金）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	1
○本会議の会議事件	1
○会議録署名議員	2
○管理者挨拶	2
○諸般の報告	3
○開会・開議	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○選挙第3号上程	4
議会副議長選挙について	4
指名推選	4
小川副議長挨拶	4
○専決報告第1号上程	4
大西消防長報告	5
質疑	5
○議案第6号上程	5
動産の買入れについて	5
大西消防長・提案説明	5
質疑	6
討論	7
採決	7
○議案第7号上程	7
動産の買入れについて	7
大西消防長・提案説明	7
質疑	8
討論	9
採決	9
○議案第8号上程	9
泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	

制定について	9
大西消防長・提案説明	9
質疑	10
討論	10
採決	10
○議案第9号上程	10
泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例制定について	10
大西消防長・提案説明	11
質疑	11
討論	15
採決	15
○議案第10号上程	15
公平委員会委員選任についての同意を求めることについて	15
千代松管理者・提案説明	15
質疑	15
討論	16
採決	16
○閉会	16

泉州南消防組合議会第1回臨時会第1日

(7月3日)

令和2年 泉州南消防組合議会第1回臨時会（第1日）

令和2年7月3日（金）

○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			会期の決定について
日程第 4	選 挙	第 3 号	議会副議長の選挙について
日程第 5	専決報告	第 1 号	専決処分の報告について
日程第 6	議 案	第 6 号	動産の買入れについて
日程第 7	〃	第 7 号	動産の買入れについて
日程第 8	〃	第 8 号	泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9	〃	第 9 号	泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 10	〃	第 10 号	公平委員会委員選任についての同意を求めることについて

○議員定数15名

出席議員15名

二見 裕子	河合 弘樹	小川 雄司	金田 裕治
奥野 学	小川 日出夫	長辻 幸治	福岡 光秋
高道 一郎	南 良徳	金子 健太郎	堀口 和弘
二神 勝	中谷 清豪	山本 守	

○説明員職員

管理者	千代松 大耕	副管理者	竹中 勇人	副管理者	水野 謙二
副管理者	藤原 敏司	副管理者	栗山 美政	副管理者	田代 堯
会計管理者	岸上 和孝	消防長	大西 保	消防次長	寒川 徹
理事	峯 和弘	総務部長	田中 豊稔	警防部長	松浦 治人
理事兼佐野署長	中川 康	総務課長	南川 智春	警備課長	山出谷 浩志

○職務のために出席した職員

書記長	北谷 守	書記	尾上 昌明	担当職員	中川 誠志
-----	------	----	-------	------	-------

○本会議の会議事件

- ◇議会副議長の選挙について
- ◇専決処分の報告について

◇動産の買入れについて

◇動産の買入れについて

◇泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

◇泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

◇公平委員会委員選任についての同意を求めることについて

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

二見 裕子

金子 健太郎

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

書記長（北谷 守君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちまして、ご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立の上、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

また、先般の議員全員協議会で高道議員様からご質問がございました救急車の到着関係の資料を、議長の許可をいただきましてお席に配付しております。

それでは、南議長、よろしくお願いいたします。

議長（南 良徳君）皆様、おはようございます。

それでは、開会に先立ち、千代松管理者より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

千代松管理者。

管理者（千代松 大耕君）おはようございます。

4月から当消防組合管理者に就任いたしました千代松でございます。発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

当消防組合は設立から7年を経過したところでございます。その間、組合議員の皆様のご尽力を賜り、地域住民の生命、身体、財産を各種災害から守ってまいりました。

ご承知のとおり、近年は台風をはじめ想像を超える自然災害が発生し、また昨年にはG20大阪サミット消防特別警戒を実施するなど、消防組合は、消防広域化のメリットを活用し、対応してまいりました。

災害が多様化している中で、現在は新型コロナウイルス感染症という新たな災害にも対応しているところでございます。

今後も、地域住民の安全・安心に一層努めてまいりますので、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、管理者就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（南 良徳君）ありがとうございました。

議長（南 良 徳君）次に、諸般の報告を行います。

まず、初めに消防組合議員辞職についてを報告いたします。

当消防組合議員でありました田尻町議会選出の小 川 雄 司君、射 場 隆 裕君、岬町議会選出の奥 野 学君、反保 多喜男君、泉佐野市議会選出の中 村 哲 夫君、西 野 辰 也君、大和屋 貴彦君から、いずれも一身上の都合により本消防組合議会議員の職を辞したい旨の願い出があり、地方自治法第126条及び泉州南消防組合議会会議規則第73条の規定により、おのおの許可をいたしました。

また、各消防組合議員の辞職に伴い、泉州南消防組合格約第7条の規定に基づき、田尻町議会から小 川 雄 司君、金 田 裕 治君、岬町議会から奥 野 学君、小川 日出夫君、泉佐野市議会から長 辻 幸 治君、福 岡 光 秋君、高 道 一 郎君が、泉州南消防組合議会議員として選出されております。

次に、議会運営委員会委員の辞職及び選任についてを報告いたします。

消防組合議会議員の辞職により、大和屋 貴彦君、射 場 隆 裕君、奥 野 学君が議会運営委員会委員についても辞職されたことにより、議会閉会中に、金 田 裕 治君、小川 日出夫君を本職から5月12日付で、長 辻 幸 治君を5月22日付で、それぞれ議会運営委員会委員に指名・選任いたしました。

また、6月29日に開催しました議会運営委員会が委員指名選任後初めての開催であることから、正副委員長の互選が行われ、長 辻 幸 治君が委員長に、河 合 弘 樹君が副委員長に就任されました。

諸般の報告は以上です。

議長（南 良 徳君）ただいまより令和2年泉州南消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議は成立いたします。

議長（南 良 徳君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

議長（南 良 徳君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただいま着席のと通りの議席を指定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ご異議ございませんので、さよう決定をいたします。

議長（南 良 徳君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として、二 見 裕子君、金子 健太郎君の両名を指名いたします。

よろしく願いをいたします。

議長（南 良 徳君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（南 良 徳君）次に、日程第4、選挙第3号、議会副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
なお、指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
副議長に小 川 雄 司君を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました小 川 雄 司君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました小 川 雄 司君が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました小 川 雄 司君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。
この際、小 川 雄 司君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
小川副議長。

副議長（小 川 雄 司君）発言のお許しを得ましたので、一言副議長就任のご挨拶を申し上げます。
ただいま議長のほうからご指名をいただきました小川でございます。微力ではございますが、皆様方のご協力、ご指導を仰ぎながら消防組合議会副議長の職務を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。
簡単でございますが、就任のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（南 良 徳君）次に、日程第5、専決報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

大西消防長。

消防長（大西 保君）それでは、専決報告第1号、専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書3ページをお開き願います。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めること及び和解について専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書5ページをお開き願います。

令和2年2月19日、熊取町大久保中1丁目で泉佐野署の救急車が発生させた交通事故で、記載の相手方と損害賠償額2万9,500円をもって和解したものでございます。

事故の概要につきましては、渋滞している道路を緊急走行中の救急車が同じ進行方向の車列右側を走行中、車列の中の普通自動車は右折しようとした際に当該車両の右側前方と救急車左側面が接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

損害賠償金額は、過失割合に基づく相手方損傷箇所の修理代で、全国市有物件災害共済会から全額が補填されております。

安全運転につきましては、平素から事故事例などを参考に教養を行い、事故防止に努めているところではございますが、改めて安全運転の意識向上を図り、事故防止を徹底してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（南 良徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小川副議長。

副議長（小川 雄司君）こうした場合に過失割合についてのご報告はないのでしょうか。

議長（南 良徳君）田中総務部長。

総務部長（田中 豊稔君）議員のご質問にお答えいたします。

全国市有物件災害共済会によりますと、過失割合につきましては消防側が10%、相手側が90%ということで示談しております。

以上でございます。

議長（南 良徳君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良徳君）ないようでございますので、以上で報告を終わります。

議長（南 良徳君）次に、日程第6、議案第6号、動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大西 保君）それでは、議案第6号、動産の買入れについてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

泉州南消防組合泉佐野消防署空港出張所に配置している救急車を更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の方法は条件付一般競争入札で、契約金額は2,034万7,800円、契約の相手方は、住所、大阪府泉佐野市りんくう往来南5番地の28、名称、日産大阪販売株式会社りんくう店、店長、渡辺正夫でございます。

次に、入札結果についてご説明いたします。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、令和2年6月5日に入札を実施、参加申込み2者中2者から応札があり、最低の申込価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

この更新車両を活用し、引き続き、迅速・適切な救急活動を実施し、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南良徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小川副議長。

副議長（小川雄司君）この新しい救急車の配備先はどちらになりますか。全協では空港島とおっしゃったか、ちょっと記入漏れしてしまして。お願いします。

議長（南良徳君）南川総務課長。

総務課長（南川智春君）今回の救急車両の更新につきましては、泉佐野消防署空港出張所の更新車両でございます。

以上でございます。

議長（南良徳君）ほかに。

高道議員。

議員（高道一郎君）ちょっと参考のためにお尋ねします。

この入札結果の表では予算額は記載があるんですけども、一般的な入札の場合は予定価格とか最低制限価格とかある場合があると思うんですが、救急車の購入についてはそういった入札に当たっての金額等の設定は、もう予算額だけで入札をしているわけですか。

議長（南良徳君）峯理事。

理事（峯和弘君）入札の結果につきましては契約担当理事よりご答弁申し上げます。

今回の救急車の入札につきましては予定価格を設定しております。予定価格につきましては2,141万400円ございまして、予算額に対しまして90%の割合となっております。

また、今回の入札につきましては最低制限価格は設けておりません。

以上でございます。

議長（南良徳君）高道議員。

議員（高道一郎君）落札の金額からいうと落札率は何%になりますか。

議長（南良徳君）峯理事。

理事（峯和弘君）契約金額は2,034万7,800円ございまして、対予算額で85.53%でございます。

議長（南良徳君）高道議員。

議員（高道一郎君）最後にしますが、高規格の救急車ということで、高規格の意味というか、概要を簡略に説明いただけたらと思います。

議長（南 良 徳君）大西消防長。

消防長（大 西 保君）高規格救急車と申しますのは、現在は一般的になっておりますが、救急救命士が乗車して従来より、より高度な医療処置、救命処置を行うための救急車の仕様でございます。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）以上ですか。

長辻議員。どうぞ。

議員（長 辻 幸 治君）ちょっとダブったんで、違う質問させていただきます。

今、救急車のほうが全体的に足りているかどうかという、関連方で申し訳ないんですけども、その辺が重複して、電話したけれどもすぐ出られなかったと、救急車が足りなかったということはなかったんでしょうか。

議長（南 良 徳君）松浦警防部長。

警防部長（松 浦 治 人君）議員の質問にお答えします。

今までのところ泉州南消防組合では13隊の救急隊を運用しており、通常ではそのように救急車が足らなかったというような事案はございませんでした。

以上です。

議長（南 良 徳君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）討論ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号、動産の買入れについては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号、動産の買入れについては、原案どおり可決されました。

議長（南 良 徳君）次に、日程第7、議案第7号、動産の買入れについてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大 西 保君）それでは、議案第7号、動産の買入れについてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

泉州南消防組合泉佐野消防署に配置している消防ポンプ自動車を更新整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び泉州南消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の方法は条件付一般競争入札で、契約金額は3,388万円、契約の相手方は、住所、大阪

府大阪市中央区北久宝寺町2丁目2番13号、名称、日本機械工業株式会社大阪営業所、所長、小 椋 敏 行でございます。

次に、入札結果についてご説明いたします。

泉州南消防組合契約規則に基づきまして、令和2年6月5日に入札を実施、参加申込み7者中7者から応札があり、最低の申込価格にて入札した業者を落札者として決定したものでございます。

この更新車両を活用し、引き続き、迅速・適切な消防活動を実施し、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南 良 徳君）これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

小川副議長。

副議長（小 川 雄 司君）この車両の納入場所についてはりんくう消防本部なんですか、ほかになるんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

議長（南 良 徳君）南川総務課長。

総務課長（南 川 智 春君）今回の更新車両につきましては、議員おっしゃるとおりで、こちら泉佐野消防署に配置の予定の車両でございます。

議長（南 良 徳君）いいですか。

ほかに。

高道議員。

議員（高 道 一 郎君）先ほどの救急車と同様なんですけれども、予定価格、落札率を教えてください。

議長（南 良 徳君）峯理事。

理事（峯 和 弘君）今回の消防ポンプ自動車の予定価格につきましては3,643万6,400円でございます。予算額に対しましては95%でございます。

また、契約金額3,388万円に対しましての予算額に対する率は88.33%でございます。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）若干、予算との隙間というか、率でいう隙間はこの消防車のほうが隙間が少ないと、予算額の5%減での予定価格やということなんです。先ほどの消防車の10%と今回の消防車の5%というのは、予算を確定してから設計に入ることでしょうか、そのことによって予定価格も設計の内容によったら個々に違ってくるといっていいんですか。

議長（南 良 徳君）峯理事。

理事（峯 和 弘君）予定価格といいますのは契約規則の第9条で定めておりまして、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとなっております。

したがって、予算額はあくまでも年明けぐらいに確定しますので、その後、入札の直近の先ほど申しあげましたような状況を総合的に勘案しまして、予算額から何%減額するという決め方をしますので、そういったところで救急車と消防車の直近の業者さんとか社会的な状況

の差が出たものだというのでございます。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）予算が確定したら、そこから自動的にある率を引いてということではなくて、社会情勢などで決まってくるということで理解いたしました。

これはご提案なんですけれども、予算額もちろん大事ですが、審議する資料の中では例えば予定価格などは必ず入れていただきたいと思うんですが、そういう対応は可能でしょうか。

議長（南 良 徳君）峯理事。

理事（峯 和 弘君）予定価格はどちらにしましても事後で公表している数字でございますので、今後は資料に記載させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（南 良 徳君）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）討論ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号、動産の買入れについては、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）挙手全員であります。

よって、議案第7号、動産の買入れについては、原案どおり可決されました。

議長（南 良 徳君）次に、日程第8、議案第8号、泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大 西 保君）それでは、議案第8号、泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表1ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。といたしまして、地方公務員法第31条に基づき行うサービスの宣誓は、地方公務員法第9条の2第12項において公平委員会委員にも準用するとされておりますが、本組合条例においても明確にするため、第1条で規定する職員に公平委員会の委員を含む改正を行うものでございます。

続きまして、第2条に新たに1項を加えるもので、制度化された会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、それぞれの会計年度任用職員にふさわしい方法で行えることについて定めるものでございます。

最後に、附則としまして、本条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

げます。

議長（南 良 徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小川副議長。

副議長（小 川 雄 司君）今、消防長が言われたふさわしく宣誓をしていただくという、そういうことにつきましてはどういう内容を示しておるのかということと、それから、会計年度任用職員は今年度から始まっているから、当消防組合のほうではまだいらっしゃらないと思うんですけども、今後、採用の予定とか、そういったことについてはいかがお考えなんでしょうか。

議長（南 良 徳君）南川総務課長。

総務課長（南 川 智 春君）ご質問にお答えします。

ふさわしい形ということで、別に定めるといふようなところも設けてございますが、議員おっしゃったように、平成30年度以降、当消防組合では会計年度任用職員は採用していないという状況にあります。当時はいわゆるパートというような形態で勤務をいただく職員様などもいらっしゃいまして、同様の事案が発生した場合に、一定期間に同一の職員につき再度の任用を行った場合には、さきの任用に対して行った宣誓をもって、これを行ったものとみなすなどというような形で、1年の間に、採用して、一旦辞めて、また採用するというようなパートの形態のときに、繰り返し宣誓していただかなくても大丈夫のように、そういった形で任用の形態に応じた規定を設けていきたいというところで想定してございます。

申し訳ございません、もう一点ございました。

会計年度任用職員の今後の採用の予定ということでご質問あったかと存じますが、これにつきましては現在のところありません。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）ほかにごございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号、泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）挙手全員であります。

よって、議案第8号、泉州南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（南 良 徳君）次に、日程第9、議案第9号、泉州南消防組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大西 保君） それでは、議案第9号、泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表2ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。といたしまして、緊急消防援助隊に派遣される隊員間の均衡を図るために、第2条第4号及び別表に、緊急消防援助隊派遣手当として日額2,000円を新たに規定するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正があり、原始附則に、新型コロナウイルス感染症の患者に対する救護活動に従事した職員に既存の手当のほか日額3,000円を支給できるよう、特殊勤務手当の特例を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、附則に追加する規定については令和2年2月1日から適用することとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南 良徳君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小川副議長。

副議長（小川 雄司君） 今回の特殊勤務手当に関する条例の内容に関連いたしまして、29日の全員協議会で、この間のコロナ禍の中での救急隊の増強のことであるとか陽性患者の搬送、感染疑い患者の搬送についてご報告いただきました。

このように特殊勤務手当を支給するのは当然のことでありまして、その上で、私としてはコロナ禍の中での救急搬送に敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その点につきましてちょっと気になったのは、4月10日、心肺停止患者を搬送された際、4名が濃厚接触者として2週間経過観察というお話をされましたけれども、そっこのほうをちょっと関連で質問させていただきたいと思います。

この4名については自宅待機だったのか、それともホテル等何か別の施設でおられたのか、その点が心配です。救急隊員の方からも実際お話を聞いたときに、実際自分が感染していて家で待機となった場合に移してしまうんじゃないかとかいうお話を聞いたこともございます、この1点と、もう一点関連で、オゾン生成器を7月上旬から配備するというお話がございました。大阪府に問い合わせましたけれども、大阪府としてはオゾン生成器を救急自動車に配備している状況については調査もしていないというようなことでございまして、当組合でオゾン生成器を車両に配備している近隣の状況とか分かっておれば併せてお伺いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（南 良徳君） 山出谷警備課長。

警備課長（山出谷 浩志君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

まず、4月10日に発生しました消防職員の4名の濃厚接触者につきましては自宅待機として

おります。自宅待機とした理由につきましては、事案の後、すぐさまPCR検査をしております、一定陰性が出ております。ただ、濃厚接触者であったため、保健所の助言により2週間の自宅待機としたものでございます。

続きまして、2点目、オゾンの発生装置の実績といたしますか、他の消防本部でいいますと、この辺りでは大阪市消防局が全車両に積載していると聞いております。また、近隣では岸和田等が徐々に増量をしているというのも聞いております。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）ほかにございませんか。

高道議員。

議員（高 道 一 郎君）まず、この議案の第2条の1に（4）を加えるということで、緊急消防援助隊というところへの派遣した場合の手当ということかなと思うんですけども、この理由が隊員間の均衡を図るということなんですけれども、別表を見ると、新旧対照表のですね、追加で表の中に1日2,000円の今回の手当を入れるということなんですけども、ほかの種々の手当が出ているのに緊急消防援助隊への派遣の手当がなかったというように理解したんですけども、そういう理解でよろしいんですか。

議長（南 良 徳君）田中総務部長。

総務部長（田 中 豊 稔君）議員のご質問にお答えいたします。

緊急援助隊の派遣につきましては、組合創設から熊本地震及び広島県の土砂災害に2回出場しております。この場合、消防隊ですと1回の出場で200円、救急隊ですと100円ということになっておりますが、被災地での活動につきましては、一昼夜をかけての人命検索、避難所の慰問等々がございますので、通常の手当ではなかなか対応しにくいところで日額ということにさせていただきました。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）そしたら、そういった被災地への派遣の場合でも上の3つの手当というのはケースによって出ているという、それに加えて1日2,000円も加えるという理解でいいんですか。

議長（南 良 徳君）田中総務部長。

総務部長（田 中 豊 稔君）議員のご質問にお答えします。

この手当につきましては日額のみの支給としておりますので、派遣隊員全員が同じ手当ということになります。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）1日当たりの手当というのは分かるんですけども、そしたら派遣先で危険作業をしたりとかいう場合の手当は、その分、逆に該当しなくなるという理解なんですか。

議長（南 良 徳君）寒川消防次長。

消防次長（寒 川 徹君）議員のご質問にお答えさせていただきます。

条例では、緊急消防援助隊に派遣した場合、危険作業手当、救急手当等につきましてはこれらの表に基づき給付してはいたしましたが、今回の条例改正に伴い、緊急消防援助隊出場に当たり

ましては日額2,000円という形で、併給はいたさないということでございます。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）併給をしないという中身だと。ただ、水準的には派遣先で頑張っていたらそれぞれの手当に遜色のない手当を設定していると、1日2,000円で、そういう理解をします。

これは、派遣先の自治体で、逆に受入れ自治体がそういった他行政区の職員さん、消防士さんなどの手当を出すケースというのはないんですか。

議長（南 良 徳君）南川総務課長。

総務課長（南 川 智 春君）議員の質問ですけれども、派遣先において派遣元の分の費用を負担するかといった内容かなと思うんですけれども、これにつきましては緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱というのがございまして、応援側の費用は国の負担ということになってございます。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）分かりました。

最後ですけれども、新型コロナの業務に従事した手当、1当務につき3,000円ということで、この2月以降に大変な感染の危険などはらむ職場で頑張っている上では大事な手当やと思うんですけれども、2月1日以降に遡ってということですから、今で概算、該当する当務の数というのは、もちろん人数掛けるということにもなるかと思いますが、大体何件ぐらいと想定されていますか。

議長（南 良 徳君）山出谷警備課長。

警備課長（山出谷 浩志君）ただいまのご質問、最後、すみません、聞き逃してしまったんですが、これまでの人数等でよろしいでしょうか。申し訳ございません。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）要は3,000円掛ける何件と。人と人数の組合せ、乖離する可能性があるかと思いますが。

議長（南 良 徳君）山出谷警備課長。

警備課長（山出谷 浩志君）失礼いたしました。

これまでにコロナの陽性患者を搬送した際の従事救急隊につきましては7名でございます。2件、7名でございますので、その7名がこの手当の対象という形になります。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）高道議員。

議員（高 道 一 郎君）もう最後にしますが、この3,000円の財源なんですけれども、これは組合の単費でしょうか、国とか府が財源の支援をするというような仕組みでしょうか。

議長（南 良 徳君）南川総務課長。

総務課長（南 川 智 春君）ご質問ですけれども、現在のところ国からの手当ということは聞いておりません。当消防組合の当初の予算内で支出するというところで考えてございます。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）小川副議長。

副議長（小川雄司君）1点、高道議員の質問と答弁の中で、陽性患者の搬送は確かに4月2件ということでありますけれども、感染疑い患者の搬送は28件、全協でご報告されております。

申し上げたいのは、感染疑いの中、緊張の中で搬送してですよ、結果的に陰性と判明したにせよ、やはり従事する業務は陽性患者と同等の緊張感を持って搬送しているということを考えてみれば、こういう3,000円の特殊勤務手当を充当するということがあっても、そういう考え方は成立しないのかということになります、いかがでしょうか。

議長（南良徳君）南川総務課長。

総務課長（南川智春君）議員の質問でございますが、疑い患者にも相当の危険度、緊張感があるんじゃないかというところだと思います。大変ありがたい話ではございますが、この条例の附則の改正につきまして、近隣も調査させていただきました。堺以南の消防、1団体のみがまだこの改正済んでいないんですけれども、その他の団体全てが陽性患者のみの手当ということで、また、大阪市の消防局のほうにつきましても、ちょっと名称は違いますけれども、別の手当で陽性患者のみに手当するというような周りの状態もございまして、今後の第2波、第3波が来た際の財源のこともありますし、そういったところを総合的に勘案しまして、また、申し訳ございません、もう一点、疑いの患者に対する対応というの、疑い自体もこの何か月かの間で基準が変わったりしているというところもあって対応し難いというところもございまして、陽性患者の搬送のみという限定にさせていただきました。

以上でございます。

議長（南良徳君）ほかにございせんか。

堀口議員。

議員（堀口和弘君）すみません。附則の部分の確認だけさせていただきたいんですけれども、新型コロナウイルス感染症に係るということで新型コロナウイルスに限定をされているんですけれども、例えば政令等で定められた感染症であれば一律支給するという形のほうが望ましいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

議長（南良徳君）田中総務部長。

総務部長（田中豊稔君）議員のご質問にお答えいたします。

特定感染症患者の搬送業務につきましては、本来、都道府県知事が行う業務であります。このことから各保健所の業務となりますが、今回の場合につきましては厚生労働省から消防庁に協力依頼がございまして、その関係で新型コロナウイルスの患者の搬送も救急業務として扱っているところでございます。

以上でございます。

議長（南良徳君）堀口議員。

議員（堀口和弘君）府からの要請ということで動くという形なんですけれども、条例の立てつけとして、指定感染症の搬送をする場合においては手当をきちっとあらかじめ定めておくほうが僕はいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点について改めてお答えください。

議長（南良徳君）田中総務部長。

総務部長（田中豊稔君）議員のご質問にお答えいたします。

貴重なご意見をいただきましたので、今後、消防組合の課題として検討していきたいと考えます。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号、泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）挙手全員であります。

よって、議案第9号、泉州南消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（南 良 徳君）次に、日程第10、議案第10号、公平委員会委員選任についての同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

千代松管理者。

管理者（千代松 大耕君）それでは、議案第10号の公平委員会委員選任についての同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

令和2年3月31日をもって退職した公平委員会委員の大 山 力氏の後任者として、松 田 聰 子さんを選任したいと考えております。

松 田 聰 子さんは、奈良県生駒市在住で、現在、桃山学院大学法学部法律学科教授として教鞭を執っておられる傍ら、熊取町公平委員会委員をはじめ大阪広域水道企業団情報公開審査会委員のほか、多数の地方公共団体の行政委員に就任されていらっしゃいます。

法律知識が豊富で、人格、識見とも優れた方でございますので、本組合の公平委員会委員といたしましてはまさに適任者であろうかと存じます。

公平委員会委員の選任についてのご同意につきまして、よろしくお願いを申し上げます。

議長（南 良 徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

高道議員。

議員（高 道 一 郎君）人事案件そのものではなくて関連で申し訳ないんですけども、公平委員会を消防組合で持つということは、職員さんの処遇であるとか労働条件であるとか、そういうことの窓口になるのかなというふうに想像するんですが、設立以来7年ですか、その間に公平委員会に上がった案件というのはあるんでしょうか。

議長（南 良 徳君）峯理事。

理事（峯 和 弘君）当消防組合の過去に出されました公平委員会に関する案件につきましては、平成29年度に職員からの勤務条件に関する措置要求が1件出されまして、こちらのほうは棄却しております。

もう一件、平成30年度におきまして、元職員からの懲戒処分に対する異議申立てが1件提出され、その後、この件につきましては取下げされております。

以上、当組合に過去にございました案件につきましては2件となっております。

以上です。

議長（南 良 徳君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）討論なしでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

公平委員会委員に松 田 聡 子君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、公平委員会委員に松 田 聡 子君を選任同意することに決定いたしました。

議長（南 良 徳君）ただいまをもって、令和2年泉州南消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会（午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 良 徳

1 番 議 員 二 見 裕 子

11 番 議 員 金 子 健 太 郎